

町内事業者  
応援事業

事業収入の減少などの影響を受けている事業者に  
鳩山町中小企業者等応援給付金を給付します

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う企業活動の縮小等により、事業収入の減少など大きな影響を受けている町内中小企業者等の事業継続を応援する町独自の施策として、「鳩山町中小企業者等応援給付金」を給付します。

なお、国の制度の持続化給付金や埼玉県中小企業・個人事業主支援金を既に受給されている事業者の方も、要件を満たしていれば、本給付金を重複して受給することができます。  
主な給付要件等は以下のとおりです。

概要

給付額	1 法人あたり 10 万円 / 個人事業主 5 万円 (1 事業者につき 1 回限り)	
申請期間	令和 2 年 7 月 1 日 (水) から令和 2 年 9 月 30 日 (水) まで	
申請受付	鳩山町商工会	
給付対象	共通要件 (法人・個人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に事業所等を有する法人または個人事業主</li> <li>・令和元年 8 月以前から事業収入を得ており、今後も事業継続をする意思があること</li> <li>・令和 2 年 1 月から令和 2 年 8 月までの期間で、事業収入が前年同月比で 20% 以上減少した月が存在すること</li> <li>・政治団体及び宗教上の組織または団体でないこと</li> </ul>
	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金の額または出資総額が 1 億円以下の事業所</li> <li>・直近の事業年度分の法人町民税の申告をしていること</li> </ul>
	個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年 3 月 31 日までに所得税法第 229 条に基づく個人事業の開業届を税務署に提出していること</li> </ul>

申請方法

申請書は町ホームページにも掲載しています

役場産業環境課または  
鳩山町商工会にある申請書に  
必要事項を記入

必要書類を添付して、鳩山町商工会  
窓口へ提出または郵送(〒350-0321  
鳩山町大字赤沼 2601 番地)してください。  
※郵送の場合は、期間内必着

■ 問合せ 役場産業環境課 農業・商工業政策担当 ☎ 296-5895 (受付、申請に関する問合せ)  
鳩山町商工会 ☎ 296-0591 (制度に関する問合せ)  
(受付日時: 土・日曜日・祝日を除く平日 午前 9 時~午後 5 時)

新型コロナウイルスの影響を受けた皆さまを支援

鳩山町緊急支援事業  
を実施します

独自の

鳩山町緊急支援事業の 3 つの基本方針と施策

- 町内事業者応援** ① 経営の持続と強化を図るために、給付金を給付します。
- 子育て世帯支援** ① ひとり親家庭等を応援するため給付金を支給します。  
② 今年度の町内小・中学校の学校給食費を免除します。
- 公共施設等感染防止** ① 公共施設等で感染症予防対策を実施します。  
② 避難所開設時における防災備蓄品を整備します。

町内事業者を応援します

鳩山町には、新型コロナウイルス感染症に伴う国の緊急事態宣言による外出自粛などで売上が減少するなど、事業に影響を受けている事業者が多く存在します。こうした事業者の経営の持続と強化を図るために、売上げが、前年同月比で、20% 以上減少した中小企業等に対して、法人の場合は 10 万円、個人事業主の場合は 5 万円を給付します。  
この給付金は、国が実施している持続化給付金や埼玉県中小企業・個人事業主支援金とは別に、町独自で給付するものです。

公共施設等感染防止に努めます

昨年の台風 19 号のような自然災害が発生した場合、町は避難所を開設することになります。しかし、避難所に不特定多数の人が避難することになり、新型コロナウイルス感染症のリスクが高まるのが懸念されます。このため、町の避難所の衛生環境を保つために、防災備蓄品の整備をします。  
また、平時も消毒液等を配置して、町民の方が安心して公共施設等を利用できるように整備します。

鳩山町では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町民の皆さまに対して、町独自の支援事業を実施します。今月は、その支援事業の内容について詳しくお知らせいたします。

子育て世帯への支援をします

鳩山町では、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている町内の事業者や子育て世帯などに対して早急な支援を行うために、3 つの基本方針に基づき事業を実施します。  
なお、これらの事業は国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を財源として実施します。  
就業環境の変化の影響を受けやすい、18 歳まで (18 歳に達した日の属する年度が終了するまで) のお子さんがいるひとり親家庭等や、小・中学校の学用品等費用を一部補助する就学援助を利用している世帯等への経済支援を行うため、町独自の給付金を支給します。  
さらに、小中学校の臨時休業措置の実施に伴い、令和 2 年度に限り、増加した保護者の経済的負担を軽減するために、学校給食費を全額免除します。

公共施設等  
感染防止  
事業

## 公共施設等の感染症予防対策を実施します



町の公共施設等の再開に伴い、今後、各種事業が段階的に実施されます。公共施設等における感染症予防対策として、安心して事業に参加していただけるように、各公共施設に感染予防用の消毒液を配置します。

ニュータウンふくしプラザ、鳩ヶ丘のびのびプラザ及びはーとんカフェ今宿などの主に高齢者が利用している施設については、定期的な換気のほか、空気清浄機を設置し、町民が少しでも安心して公共施設を利用できるように環境整備に努めます。

■ 問合せ

[消毒液の配置に関すること]  
町保健センター ☎ 296-2530  
[公共施設向け空気清浄機の整備に関すること]  
役場長寿福祉課 ☎ 296-1210

また、小中学校の臨時休業措置の実施により不足した授業時間を補うため、通常であれば夏休みにあたる期間中も授業を行います。このため、子どもたちの熱中症予防対策として大型扇風機やミストシャワー等を整備します。

■ 問合せ 町教育委員会事務局 ☎ 296-1227

## 避難所開設時における防災備蓄品を整備します

台風など、自然災害が発生した場合に、開設する避難所での感染防止を図るため、マスクや消毒液等の衛生用消耗品を購入します。また、3密(密閉・密集・密接)の防止やプライバシーを確保するた

めに、簡易テントや屋内パーテーションを購入し、避難所における感染症対策の充実を図ります。

■ 問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

### 申請書の提出がないと支給されなくなります

## 申請期限が間近です！ 1人10万円の特別定額給付金

鳩山町では、新型コロナウイルス感染症対策支援のため、1人につき10万円の「特別定額給付金」の支給を行っています。支給にあたっては、申請書の提出が必要になります。6月22日現在で、全町民の約97%以上の方に支給が完了しています。

申請書は、町から5月18日に、支給対象となる全世帯主の方(オンライン申請者、ダウンロード申請者を除く)の住所地に郵送しました。

申請書の受付期限は、令和2年7月31日(金)

までとなっています(当初の案内とは変更となっていますので、ご注意ください)ので、お早目にご提出をお願いします。申請書が万が一お手元に届いていない場合、また申請書の書き方や提出の仕方では分からない点がありましたら、下記まで、お問い合わせください。

■ 問合せ 役場政策財政課(特別定額給付金交付事務プロジェクトチーム事務局) ☎ 296-1211 FAX296-2594 ■ 受付日時 土・日・祝日を除く平日午前8時30分から午後5時15分まで

### 〈給付金詐欺にご注意ください〉



特別定額給付金の支給に関して、「ATMの操作をお願いすること」「手数料の振込みを求めること」「メールを送り、URLをクリックして、申請手続きを求めること」は絶対にありません。不審な電話、メール等がありましたら、警察相談専用電話(＃9110)にご相談ください。

子育て世帯  
支援事業

## 就業環境の影響を受けたひとり親家庭等へ

## 子ども1人あたり5万円のひとり親家庭等応援事業給付金を支給します



新型コロナウイルス感染症拡大により、就業環境の影響を大きく受けることとなったひとり親家庭等を応援するために、お子さん1人あたり5万円を支給します。

支給対象者には7月上旬に、案内通知を送付いたします。なお、申請書の提出は、窓口での感染防止及び手続きの負担を軽減するため不要です。給付金は7月下旬に、すでに届出いただいている指定口座に振り込みます。詳しい内容は下記にお問い合わせください。

■ 問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

支給対象者	令和2年7月1日現在、次の各制度①～③の受給資格のいずれかを有し、かつ町内に住民登録している世帯 ①ひとり親家庭等医療費の受給者(支給停止者及び受給見込者含む) ②児童扶養手当受給者 ③就学援助費認定世帯
給付額	対象児童1人につき5万円
支給予定	令和2年7月下旬
支給方法	各制度の指定口座に振り込み

## 小中学校の臨時休業措置に伴い

### 増加した経済負担を軽減するため

## 令和2年度の学校給食費全額免除を実施します



小中学校の臨時休業措置の実施により、増加した保護者の経済的負担を軽減するため、小中学校再開後の令和2年度中に限り、学校給食費を全額免除します。給食費の免除を受けるための保護者の申請は不要です。

■ 問合せ 町給食センター ☎ 296-0311